「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設又はジクロロメタンによる洗浄施 設等を設置する事業場から排出される廃棄物の特別管理産業廃棄物への追加等」に対 する意見の募集結果について

## 概要

環境省では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設又はジクロロメタンによる洗浄施設等を設置する事業場等から排出される廃棄物を特別管理産業廃棄物(又は特別管理一般廃棄物)に追加し、必要な処分基準等を設定するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)等の改正を行う予定です。

本改正について、平成13年10月22日から11月21日まで、広く国民から意見の募集(パブリックコメント手続)を行った結果、19通の意見が提出されました。

## 【意見の提出状況】

封書によるもの 2 通 電子メールによるもの 1 7 通 計 1 9 通

寄せられた意見及びそれに対する考え方は、別添のとおりです。なお、寄せられた 意見については、とりまとめの便宜上、案件毎に適宜集約させていただきました。ま た、本件に直接関係ないと考えられる意見については、取りまとめておりません。

今回、御意見をお寄せいただいた方々の御協力に厚く御礼申し上げるとともに、今 後とも、廃棄物行政の推進に御協力いただきますようお願い申し上げます。

パブリックコメントによる意見の概要及び意見に対する考え方

ハノリックコメノトによる总兄の悩安。		
意見の概要	件数	意見に対する考え方
アルミニウム合金製造業からのダ	1	中央環境審議会答申「ダイオキシン類対
イオキシン類の排出量は、国内のダ		策特別措置法に基づく廃棄物の最終処
イオキシン類排出量の0.5%程度		分場の維持管理基準の設定等について」
であるので、規制の実効性が小さい		において「廃棄物焼却炉から排出される
のではないか。		ばいじん等に係る厚生省令で定める基
アルミニウム合金製造業等のみで	3	準以上にダイオキシン類を含む廃棄物
なく、ダイオキシン類対策特別措置		の処分に当たっては、廃棄物焼却炉であ
法に規定する特定施設について、基		┃る特定施設から排出されるばいじん等┃
準以上ダイオキシン類を含む廃棄		の処分方法を参考にその取り扱いを検
物はすべて特別管理廃棄物の対象		討する必要がある」とされていることを
とすべき。		踏まえ、基準以上にダイオキシン類を含
特別管理産業廃棄物の対象となる	3	む廃棄物については、廃棄物焼却炉であ
汚泥、廃酸又は廃アルカリは特定施		る特定施設と同様に、特別管理廃棄物の
設に係るものに限るべきである。		対象とし、当該廃棄物の適正な処理を確
アルミニウム合金製造業について	8	保することにより、人の健康又は生活環
法の適用を猶予又は除外してもら		境に係る被害を未然に防止することが
仏の過用を指す文は称がしてもら		必要です。
アルミニウム合金製造業から排出	3	ダイオキシン類等の有害な物質を含む
されるダイオキシン類を含む廃棄	,	アイカイフラ 類号の 自告な物質を目む     廃棄物の適正な処理を確保するため、技
物について、セメント固化等の処理		株式物の過止な過程を確保するため、R     術的事項及び対応可能性等を検討した
を認めるべきである。		上で、適切に対応していきます。
ダイオキシン類を含む汚泥等につ	1	工で、週のに対応しているよう。   廃棄物の性状については、その発生過程
いても、行政に報告するようにすべ	'	や使用原材料等を把握している事業者
さである。		において一義的に把握すべき事項であ
特定施設を有する工場等から生ず	1	ると考えていることから、有害物質に係
る汚泥等について測定義務を規定	'	る測定を義務とする規定をおくことは
するべきである。		予定していません。
・	2	, 20 00.00
とを義務付けることではないこと		
を明確にして欲しい		
特別管理廃棄物の対象外であるも	1	
のは通常の産業廃棄物であること	'	TEQ/g(含有量) 廃酸、廃アルカリの場
を明確にしてもらいたい。		TEG/g( 日日皇人 焼飯、焼) ルカラの場     合は 100pg-TEQ/L ( 含有量 ) )のダイオ
E-/J#E1C O C O O V 1/C V 10		キシン類を含むもの及びこれらの処理
		物を特別管理産業廃棄物( 又は特別管理
		初を行所官垤産業廃業例 又は行所官垤     一般廃棄物)とすることとしており、基
		竿木凋の廃棄物については週帯の産業     廃棄物(又は一般廃棄物)となります。
ダイオキシン類の分析費用、廃棄物	4	展業物(久は、 成業を 成業を 成業を 成業を がそした。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
の処理費用の事業者負担が大きい	<b>,</b>	佐条焼業物については、非田事業省がで    の処理責任を有していることから、排出
国は企業に対して測定費用の補助	2	事業者自らが処理を行うか、処理業者に
等の企業支援を行うべきである。		郵業省自らが処理を行うが、処理業者に     処理を委託した場合には処理状況を確
国が処理施設、処分業者の確保等に	6	認するなど、適正な処理を確保していか
	O	ぬりるなど、週上な処理を確保していか    なければならないものと考えます。
関する対策を講じるべきである。		ない10はなりないもいころんより。